

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業

入札説明書等に関する質問回答(第1回)

平成22年7月16日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

1 本質問回答は、平成22年7月5日(月)から7月9日(金)までに受け付けた、幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業の入札説明書等に関する質問のうち、早期回答が可能な質問について、項目順に整理するとともに回答を付したものです。

2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理していますので、御注意ください。

< 入札説明書に関する質問 >

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答	
		頁	章	1	(1)	①	ア	イ			
1	(4) 事業目的	2	1	3	(4)					「深度250mの水平坑道約80mが整備されている。」とありますが、要求水準書で施設整備範囲を示すとされている「別表3.1」では37.2m (178.1-140.9) が整備範囲となります。数値が異なる理由をお教え下さい。	事業目的における数値は掘削延長を示しており、別表3.1は坑道内路盤の整備範囲まで含めています。従いまして、数値が異なります。
2	(5) 事業内容 1) 本件施設の整備範囲 ④ 水平坑道	3	1	3	(5)	④				本件施設の整備範囲 ④水平坑道について、実施方針(P2.1, (1), (5), ④)では140m坑道の整備については記されておませんが、入札説明書中では「140m坑道(完了部分を除く。)」の整備が記されております。具体的な追加整備箇所、追加事由等をご教示願います。	140m坑道のコンクリート路盤工=1.8mについて、西立坑道施工における破損を防ぐために、1期2次工事において140m坑道施工時に未施工としていた箇所を追加したものです。
3	(8) 事業期間等 2) 事業スケジュール	4	1	3	(8)	2)				「平成22年11月～12月(約2か月間) 前施工業者からの引継ぎ期間」となっておりますが、一方入札説明書5頁には、 「平成22年10月26日 落札者の選定」 「平成22年11月 基本協定の締結」 「平成22年12月 事業契約締結」となっております。 事業契約締結(12月)を迎えていないにもかかわらず、要求水準の業務である「前施工業者からの業務の引継ぎ(維持管理業務の一部)」を行うことは出来ない、との認識ですが、いかがお考えでしょうか。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	引継ぎ業務は、事業契約の適用を受ける(サービス対価の支払等)業務です。ただし、基本協定締結後から事業契約締結までの期間において、引継ぎ業務をはじめとした事業の準備が必要な場合は、基本協定に定める準備行為として実施することが可能です。
4	(8) 事業期間等 2) 事業スケジュール	4	1	3	(8)	2)				上記質問に関連し、仮に「前施工業者からの業務の引継ぎ(維持管理業務の一部)」を事業契約締結前の「平成22年11月～12月(約2か月間) 前施工業者からの引継ぎ期間」に行うことが入札条件だという場合、本業務は基本協定書(案)第9条の準備行為には該当せず、事業契約締結後において事業契約の適用を受ける(サービス対価の支払等)という理解でよろしいでしょうか。 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	No.3を御参照ください。
5	(8) 事業期間等 2) 事業スケジュール	4	1	3	(8)	2)				事業スケジュールで、引継ぎ期間が11月～12月の約2か月間と記載されていますが、事業契約締結までの引継ぎ期間で行う作業とは何なのでしょう。その時の落札者グループの位置付け(雇用関係)はどのようになるとお考えなのかお教え下さい。	No.3を御参照ください。
6	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 1) 入札参加者の構成等	6	1	5	(1)	①				「・・・なお、施設整備業務を担当する構成員又は協力会社は、建設業法第3条に基づく許可を得たものである場合は3者以内とする(こと。)」とありますが、『構成員3者以内かつ協力会社3者以内』と理解してよろしいでしょうか。それとも、『構成員と協力会社合わせて3者以内』と理解すべきでしょうか?	構成員及び協力会社合わせて、建設業法第3条に基づく許可を得たものは3社以内としております。
7	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 1) 入札参加者の構成等	6	1	5	(1)	③				『事業者から直接業務を受注し又は請け負うことを予定しているもの(「協力業者」)』とありますが、対象は1次の協力業者に限定してよろしいでしょうか。また、その範囲は、協力業者の参加要件と参加資格要件の対象としても同様でしょうか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	御理解のとおり、ここで言う協力会社は、事業者から直接受注し又は請け負うことを予定している者に限定されます。協力会社は、入札説明書に記載した参加資格要件の適用対象となります。
8	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 1) 入札参加者の構成等	6	1	5	(1)	③				「協力業者」の範囲は、施設整備業務および維持管理業務の工事の協力業者に加えて、研究支援業務の研究支援受託者、研究支援再受託者(事業契約書(案)P14上から12行目)もその対象に含まれるのでしょうか。対象会社の範囲を明確にしていただかないと「入札参加資格の意思決定」ができませんので、ご回答ください。	No.7を御参照ください。
9	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 1) 入札参加者の構成等	6	1	5	(1)	⑤				「業務範囲を明確にした上で」とありますが、当該業務範囲を明確にするのは、提案書(様式21)において記載すればよろしいでしょうか。	様式6の「本事業の遂行上果たす役割」の欄において、注意書きに従い記載してください。
10	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 2) 入札参加者及び協力会社の参加要件	7	1	5	(1)	2)	②			この項目で規程する「機構における一般競争参加資格」の「資格の種類」は何でしょうか。	資格の種類は問いません。
11	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 3) 入札参加者及び協力会社の参加資格要件	8	1	5	(1)	3)				参加資格要件は、入札参加グループとして満たせば良い、との理解でよろしいでしょうか。(具体的には、以下のような例についても参加資格要件を満たしている、との理解でよろしいでしょうか。) 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。 例：2社でグループとして申し込む場合、A社が①、②のどちらの参加資格も有しており、一方B社が①のみの参加資格要件を有している場合について、A社とB社が共同企業体(IV)を組成した場合、本IVは『施設整備』、『維持管理』、『研究支援』の全ての業務を受託することが出来る、との理解でよろしいでしょうか。	配置予定技術者を除く入札参加資格要件は、グループを構成する構成員(法人)毎の要件となります。従って、御質問の例については、参加グループとして全ての業務を受託できますが、研究支援に当たる(直接受注)ことができる構成員はA社のみです。
12	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 3) 入札参加者及び協力会社の参加資格要件	8	1	5	(1)	3)				「同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を全て満たすこと」とありますが、①ウ ii) 工事経験については各社とも満たす必要があるが、i) 資格については入札参加グループとして1名の専任配置を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 ア 審査値	8	1	5	(1)	3)	①	7		「施設整備に携わる入札参加企業又は入札参加グループの構成員および協力企業は」とありますが、維持管理にあたる者については本項の規定は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	施設整備に加えて、維持管理にも適用します。
14	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 イ 工事実績	8	1	5	(1)	3)	①	4		「施設整備に携わる入札参加企業又は入札参加グループの構成員および協力企業は」とありますが、維持管理にあたる者については本項の規定は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	施設整備に加えて、維持管理にも適用します。
15	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 i) 資格	8	1	5	(1)	3)	①	ウ	i)	「(ア)入札参加企業又は入札参加グループとして専任で1名配置できること。」とありますが、これは次の(イ)の資格と次頁(9頁)のii) 工事経験を同時に満たす配置予定技術者を、入札参加企業又は入札参加グループとして専任で1名配置できればよいものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 ② 研究支援に当たる者	9	1	5	(1)	3)	②	7		「業務の受託実績を有し」とありますが、本件研究支援に当たる者が法人である場合には当該法人としての実績があればよいのであって、「本件に従事できる研究者または技術者」が当該受託実績業務に従事していたかどうかは問わないという理解でよろしいでしょうか。	当該受託実績を有する研究者または技術者を配置できることが必要です。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア		
17	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 ② 研究支援に当たる者	9	1	5	(1)	3)	②	7	～本件に従事できる研究者または技術者を配置できることとありますが、同一業務を複数の者で実施する場合は、実施するすべての企業がそれぞれ配置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。(①ウ(7)では、入札参加企業又は入札参加グループとして専任で1名配置できることとなり、同一業務を複数の者で実施する場合は、グループで1名配置すればよい記載となっていますが、3)の前段で、同一業務を複数の者で実施する場合は、その全ての要件を全て満たすことと記載されているため、質問しております。)	研究支援業務については、必ずしも複数の企業それぞれが要件を満たす技術者を配置する必要はありません。グループとして要求水準を確保できるよ、必要人数の研究者または技術者を配置してください。
18	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 ② 研究支援に当たる者	9	1	5	(1)	3)	②	7	「本件に従事できる研究者または技術者を配置できること」とありますが、専任の必要性はいかがでしょうか？必要な場合、研究支援業務の実施中に限定されるのでしょうか、あるいは全期間を通じて専任が必要でしょうか。「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	要求水準を確保できる限りにおいて、全期間を通じて専任の必要はありません。
19	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 ② 研究支援に当たる者	9	1	5	(1)	3)	②	4	「作業・・・の実績を有し」とありますが、本件研究支援に当たる者が法人である場合には当該法人としての実績があればよいのであって、本件の担当者が当該実績作業に従事していたかどうかは問わないという理解でよろしいでしょうか。	No. 16を御参照ください。
20	(1) 入札参加者の備えるべき要件等 ② 競争参加資格の確認の特例	9	1	5	(1)	5)	②	7	欠格構成員が生じたために、参加表明書等を取り下げた上で、欠格構成員を除く残余の構成員等で、当該欠格構成員に代わる構成員等を補充せず、再度、参加資格の確認の申請を行うことができるのであれば、参加表明書等の取り下げではなく、欠格構成員の変更届で対応することは可能でしょうか。	変更届による対応は行いません。ご質問の場合、原案のとおり再度申請していただくこととなります。
21	(5) 競争参加資格確認申請書の取り扱い等 3) 費用負担	12	1	7	(5)	3)			入札説明書p24(4)によれば、「入札参加者がいない、いづれの入札参加者も予定価格を超過する等・・・機構は落札者を選定せず特定事業の選定を取り消すこととする。」とあります。機構の判断で特定事業を取り消す場合は、入札に要した費用を機構にご負担頂きたいと思致します。入札者がいないかいは入札予定価格を超過すると言う事は、機構が負うべきリスクではないでしょうか？	機構は入札に要した費用を負担しません。
22	(2) 契約保証金	16	1	12	(2)				この場合の保証金額又は保険金額は、当該年度の維持管理費（消費税を含む）の10分の1以上としますが、年度ごとの維持管理費は定額ではなく増減するため、毎年度保証金額の増減または保険契約の契約変更（保険金額の増減）を行うとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務に関する履行保証等の付保の方法については、ご指摘のように年度ごとの更新による方法も可とします。
23	(3) 落札者の選定方法 4) 総合評価	19	1	15	(3)	4)	①		「総合評価値の最も高い者を落札者とする」とありますが、一方、落札者決定基準P11 5 (1)では「総合評価値に基づいて・・・順位を付け・・・最終的に機構において総合評価による落札者を選定する」とあります。選定基準が異なるように思えます。総合評価値確定後の機構の総合評価とはどのような評価になるのでしょうか？基準などおありでしたらご提示願います。	御指摘のとおり、記述が整合していないため、落札者決定基準の表現を修正します。なお、この修正により、審査方法が変わるものではありません。
24	16. 基本協定書の締結	19	1	16					ただし、機構の書面による承諾を得て、この期間を延長することができると思いますが、ここで言う「この期間」とはどの期間を指すのか具体的に教えてくださいませんか。（この期間が、「落札者決定後すみやかに」を指す場合は、具体的な日数も併せてご教示いただけますでしょうか。）	御指摘の事項は、すみやかに基本協定を締結できない場合に、機構と事業者で協議し、機構が適宜締結時期を設定するという趣旨です。
25	(1) 契約書作成の可否等	19	1	18	(1)				「『事業契約書（案）』により、作成するものとする。」とありますが、本事業契約書はあくまでも案であり、事業者側との協議の場を経た上で作成されたものではないため、落札後、当然に事業契約協議が行われ、貴機構と事業者双方が納得した内容に加筆・修正した上で、契約締結に至る、との理解ですが、念のため、その旨確認させていただきます。（入札前段階においては、事業者側において弁護士等への確認を行うことが実質的に不可能なことはご理解頂いておりますので、当然の主張である、との理解の上、確認させて頂いております。） 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	本事業は、総合評価一般競争入札方式に基づき契約の締結がなされることから、事業契約書（案）は入札条件であるため、質問回答で回答した事項などの追記・訂正を除き、落札後の事業契約書（案）の内容の修正は、原則として行いません。ただし、内容の明確化のための双方の確認作業は、契約締結までに可能な範囲で行うことを想定しています。
26	(2) 事業契約の締結	19	1	18	(2)				事業契約の締結について、「事業者は、平成22年12月を以て、独立行政法人日本原子力開発機構（契約部長 武藤元久）を相手方として、事業契約書（案）に基づき、事業契約を締結しなければならない。ただし、機構の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。」とありますが、想定される具体的な延長事由について、また想定される延長期間についてご教示願います。	現在想定している延長事由はありません。
27	(2) 事業契約の締結	19	1	18	(2)				「事業者は、平成22年12月を以て、独立行政法人日本原子力開発機構（契約部長 武藤元久）を相手方として、事業契約書（案）に基づき、事業契約を締結しなければならない。ただし、機構の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。」とありますが、落札後、当然に事業契約協議に必要な期間を設けて頂くことを確認させていただきます。（時間切れのために一方的に契約協議を終了させられることを危惧しての質問であります。また、入札前段階においては、事業者側において弁護士等への確認を行うことが実質的に不可能なことはご理解頂いておりますので、当然の主張である、との理解の上、確認させて頂いております。） 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	事業契約締結は、12月初めを予定しています。No. 26に示すとおり、現在のところ契約締結時期の延長は想定しておりません。落札者及び機構ともに最大限の努力を行い、予定通りの事業契約締結に向けて協議を進めたいと考えております。
28	(3) 契約金額	20	1	18	(3)				「契約金額は、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額を控除した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。」と記載されていますが、「契約金額は、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額を控除した金額の100分の5に相当する金額（消費税相当額）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。」の誤りではないでしょうか。	御指摘のとおりです。入札説明書を修正しました。入札説明書改訂版を御参照ください。
29	(3) 契約金額	20	1	18	(3)				契約金額の定義が記載されていますが、14ページ11(2)1)②に記載されている内容と齟齬があるように見受けられます。正しくは「契約金額は、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額を控除した金額の100分の5に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額とする。」であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 28を御参照ください。
30	(4) 機構による業務監視 2) 支払の減額等	24	2	4	(4)	(2)			監視を行った結果、維持管理業務について事業契約書に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合は、維持管理費又は研究支援費相当の減額を行うことがあるとありますが、維持管理業務の要求水準未達によって、研究支援費が減額されることがあるとの理解でよろしいでしょうか。ご場合、減額されるのはどのような状況になった場合か、具体的に教えてくださいませんか。	事業契約書（案）別紙6を御参照ください。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア		
31	(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い	24	2	5	(3)					「事業契約締結後」は、「契約に違反し」にかかります。一方、「拒み」は、「落札者となりながら正当な理由なくして(事業)契約を」にかかります。従って、ご指摘の「事業契約締結後に契約を拒む」という意味ではありません。入札説明書を修正しました。入札説明書改訂版を御参照ください。
32	5 提案書に関する提出書類<様式31>	27	3	5						<様式31>地元の貢献の枚数が、本文中は2枚、注では3枚、様式集P2では3枚と記載箇所が異なっています。正しい枚数をお教え下さい。
33	5 提案書に関する提出書類<様式31>	27	3	5						提出書類一覧において「※印」のある様式の指定枚数について説明されています。例として挙げられている<様式31>についてですが、正式指定枚数は「A4版2枚」でしょうか、それとも「A4版3枚」でしょうか(表中の枚数(2枚)と解説の枚数(3枚)が異なっています)。
34	5 提案書に関する提出書類<様式31>	27	3	5						『<様式31> 地元への貢献 * A4版2枚』となっておりますが、2つめの注釈※では、『(例:<様式31>地元への貢献の場合:「説明書」A4版3枚かつ「補足資料」A4版3枚。)]』となっております。どちらが正しいのでしょうか? 地元への貢献は、「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。
35	(2) 施設整備対価 1) 一時支払対価(A)	iii	別紙1	2	(2)	1)				施設整備対価は実際の出来高に応じて支払うこととされているため、年度毎の一時支払対価も割賦支払対価の割賦元本も事業計画提案において提案した金額と異なってしまう可能性があります。例えば施設整備期間中の研究支援活動の影響で工事出来高が当初計画より進捗しなかった場合などでは事業取組計画が大きく狂ってしまった懸念があります。出来高に依らず一時支払対価を提案額として確定していただければ、資金調達や事業の安定性確保上、本事業にとって好ましいと考えます。年度毎のサービス対価は一定額であることを前提に、年度毎の一時支払対価については提案額通りに支払われようとしていただけないでしょうか。
36	(2) 施設整備対価 1) 一時支払対価(A)	iii	別紙1	2	(2)	1)				ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高(施設の引渡を伴わない部分払い)については出来高の90%)を支払うものとしますが、提案額と出来高の差額は、割賦元本に算入されてしまうとの理解でよろしいでしょうか。その場合、割賦元本が増減することになり、グループアンディングコスト等が発生しかねないため、①提案価格をそのまま支払っていただくか、②差額は翌年度に出来高で吸収し、一時支払対価(A)の総額は不変とする建て付けにしてくださいませでしょうか。上記を認めていただけない場合、金融機関からの融資を受けることができなくなる可能性が高まります。
37	(3) 維持管理対価及び研究支援対価	v	別紙1	3	(3)					機構は、機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して各対価を支払うとありますが、金融機関からの融資条件を検討するうえで必須となりますので、ここで言う「機構の支払期日」について具体的に(請求書受領後、○日以内など)ご教示いただけませんかでしょうか。
38	(3) 維持管理対価及び研究支援対価	v	別紙1	3	(3)					これらの対価は、支払い対象期間に係る対価全てを支払うものとし、延べ払いは行わないとありますが、研究支援対価のうち研究支援用計測システム整備業務の対価についても、延べ払いはせず、当該整備費の出来高100%分を当該年度に支払っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、事業者に延べ払いされる建て付けとなりますので、その回避策について、ご教示いただけませんかでしょうか。
39	3. サービス対価の支払い方法	iv	別紙1	3						本事業におけるサービス対価の支払原資は文部科学省から単年度毎に交付される運営費交付金と理解しております。当該運営費交付金については、国の予算措置を条件として、単年度ベースで交付されるものと理解してありますが、本事業の継続性の点から、事業期間全期間に亘り、当該運営費交付金につき後年度も含めて運営費交付金の交付決定を文部科学省から得ること等、サービス対価支払につき何らかの財政的担保を確保されているとの理解でよろしいでしょうか。また、財政的担保が確保されている場合には、具体的な確証につきご提示いただきたく存じます。
40	3. サービス対価の支払い方法	iv	別紙1	3						貴機構が選定事業者に対して支払うサービス対価に係る債務負担行為に関して、「実施方針に関する質問回答 No.42」において「(中略)原子力機構が行う高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る研究開発については、(中略)その重要性、必要性が示されています。これらのことから本件事業のサービス対価が支払不能に陥る可能性は低いと考えます。」とのご回答をいただいておりますが、昨今の行政刷新会議における事業仕分け等により各施策の実施が流線的であること等を勘察すると、将来的に本事業の予算が縮減され、本PFI事業のサービス対価が支払不能に陥る、もしくはは陥ることが見込まれることを非常に危惧しております。仮に、このような事態に陥った場合、その支払に対する補完としてどのような措置を想定されているのか、文科省等による財政支援等の可能性も含めてご教示願います。
41	(1) 施設整備対価 1) 一時支払対価(A)	iv	別紙1	3	(1)	1)				機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して一時支払対価(A)を支払うとありますが、金融機関からの融資条件を検討するうえで必須となりますので、ここで言う「機構の支払期日」について具体的に(請求書受領後、○日以内など)ご教示いただけませんかでしょうか。
42	(1) 施設整備対価 1) 一時支払対価(A)	iv	別紙1	3	(1)	1)				貴機構の支払期日につき、例えば、適正な請求書受領後当月締め翌月10日払い等のように、具体的な期間・日をご教示願います。
43	(1) 施設整備対価 割賦支払対価(B)	v	別紙1	3	(1)	2)				機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して割賦支払対価(B)を支払うとありますが、金融機関からの融資条件を検討するうえで必須となりますので、ここで言う「機構の支払期日」について具体的に(請求書受領後、○日以内など)ご教示いただけませんかでしょうか。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答		
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア			ー	
44	(1) 物価変動に伴う施設整備対価の改定	v	別紙1	4	(1)						物価変動等により施設整備対価の改定を行う場合、当該増加分及び減少分を割賦金額に加減するのではなく、別途追加で一括払いで支払うことや、毎年度の一時払い分で調整いただくこと等、事業者が民間金融機関から借入にて調達するローン金額や返済条件に影響を与えないかたちにて改定頂きたく存じます。万が一、減額となりローン金額の減少、返済額の変更等が生じる場合、ブレイクファンディングコスト等の金融費用が発生した場合、当該金額については貴機構にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 36を御参照ください。
45	(3) 物価変動に伴う維持管理対価の改定	vi	別紙1	4	(3)						～機構工事請負契約書第23条の定めに従い、改定することができるものとありますが、第23条に規定されている「工事代金額」は「維持管理対価」に読み替えて適用されるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、具体的な適用方法等についてご教示いただけませんか。	維持管理対価にも適用します。
46	5. サービス対価等の減額等	vii	別紙	5							モニタリングにより施設整備対価部分が減額となる場合、あるいは制度・研究環境の変化により当初計画されていた施設整備業務を変更する場合における、サービス対価の減額及び増額については、当該増加分及び減額分を割賦金額に加減するのではなく、別途追加で一括払いを行うことや、毎年度の一時払い分で調整いただくこと等、事業者が民間金融機関から借入にて調達するローン金額や返済条件に影響を与えないかたちにて行っていただきたく存じます。万が一、減額となりローン金額の減少、返済額の変更等が生じる場合、ブレイクファンディングコスト等の金融費用が発生した場合、当該金額については貴機構にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 36を御参照ください。

< 様式集に関する質問 >

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答		
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア			ー	
47	3 入札参加者等を特定できる記載の禁止について	3	2	3							タイトルにある「入札参加者等」とは、入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社を指すとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
48	3 入札参加者等を特定できる記載の禁止について	3	2	3							～入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の企業名等が特定できる表示は、一切、付さないでくださいとありますが、ここで言う企業名等の「等」が何を指すのか、具体的にご教示いただけませんか。	企業名の略称や通称、企業ロゴといった企業が推測される記述です。
49	1) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書	4	2	5	(3)	1)	②				正本の表紙については記載事項が記してありますが、副本については触れていません。副本の表紙は何も記載せずに提出することでよろしいのでしょうか。	副本も同様の記載事項でお願いします。
50	<様式6>入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表	13									表内の上から8行目に、「本事業の遂行上果たす役割」として施設整備・維持管理・研究支援の他に「その他」とありますが、その他とは具体的にどのような事項を想定されているのでしょうか。ご教示願います。	経営管理等の業務を実施する者をいいます。
51	<様式6>入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表	13									施設整備・維持管理・研究支援・その他 の全てを複数社共同（例えば4社）で遂行する場合、業務分担は想定できません。その場合、「本事業の遂行上果たす役割」の記入欄（表内の上から9行目）に、「4社共同で業務を遂行します」と記述することで問題ないでしょうか。	予め業務の分担を明確しておく必要があります。審査は、それを原則として行います。それぞれの者が係わる全ての業務を記載してください。複数の者の業務が重複することは構いません。
52	<様式6>入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表	13									（様式6-1）一覧表中の※に、「同一業務を複数の者で実施する場合は、当該業務において分担する業務内容を具体的に記載してください。」とありますが、施設整備及び維持管理業務を複数企業で共同して実施する際に、工種別等での分担を予定していない場合は、どのように記載すればよろしいのでしょうか。	まずは、入札説明書及び要求水準書に記載された業務（施設整備、維持管理、研究支援等）に区分してください。その区分された業務において複数の企業が担当する場合は、設計内訳書等の細目の担当企業が分かるように記載ください。
53	<様式7>委任状	15									入札参加グループの構成員又は協力会社について、「商号又は名称」、「所在地」、「代表者名」は、貴機構への「競争参加資格審査申請書」に記載したものをそれぞれ記載するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
54	<様式8>施設整備および維持管理にあたる者の資格要件に関する書類	16 17									様式番号枝番の付け方ですが、例えばA,B,C3社でグループを構成する場合、A社の様式8-1,8-2の後ろに項目1～4の資料を複数枚添付し、その後ろにB社の様式8-1と添付資料、C社の様式8-1と添付資料という順序に並べることになると思います。その場合、A社関係の書類に枝番を8-1-1,8-2-1とつけ、その後ろに添付資料を様式番号を付せずに挿入した後、B社関係の書類に8-1-2,添付資料、C社関係の書類に8-1-3,添付資料とつけることでよろしいでしょうか。それとも枝番は付せずにA社用に8-1,8-2,添付書類、B社用に再び8-1,添付書類、C社用に再度8-1,添付書類とするべきでしょうか。（前者の場合は同じ様式の書類に異なる枝番がつくことになり、後者の場合は同じ様式番号で中身の異なる書類が複数できてしまいます。また、本質問への回答は、様式9、様式10についても同様に適用できるものと考えております）	前者でお願いします。
55	<様式8>施設整備および維持管理にあたる者の資格要件に関する書類	16 17									A,B,C……の複数社で構成されるグループにおいて、予定技術者をA社が配置する場合、B社以降は項目4は記述不要になると思われます。この場合、項目4の文章を二重線で消し、表ならびに様式8-2は空欄のまま提出すべきか、あるいは項目4以下を完全に削除（抹消）すべきかご教示願います	項目4の文章を二重線で消し、様式8-2の表中の配置予定技術者の名前の欄に該当なしと記載ください。
56	<様式8>施設整備および維持管理にあたる者の資格要件に関する書類（配置予定技術者の工事経験及び資格）	17									◆1に、複数の者で実施する場合は、企業ごとに作成してくださいとありますが、自社から技術者を配置しない企業の場合、当該配置予定技術者の工事経験及び資格の表については、空欄のままでも良いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 55を御参照ください。
57	<様式9>研究支援にあたる者の資格要件	18		2							～証する書類を、下表に基づいて、本様式の後（うしろ）に添付しますとありますが、下表に記載する以外に、何を添付すれば良いのか、具体的にご教示いただけませんか。	企業としての工事実績及び配置予定技術者の工事経験を示すコリンズ（写し）、契約書（写し）などの審査上必要な資料です。
58	<様式9>研究支援にあたる者の資格要件	18		3							～証する書類を添付しますとありますが、何を添付すれば良いのか、具体的にご教示いただけませんか。	No. 57を御参照ください。

No.	質問項目	質問箇所							質問内容	回答	
		頁	章	1	(1)	1)	①	ア			ー
59	＜様式9＞研究支援にあたる者の資格要件	18								項目1の「一般競争参加資格の認定を受けていること」を示す書類を、様式8-1の第1項目の添付書類として提示した場合、様式9において再度同じ書類を添付する必要があるでしょうか。もし必要ないならば、項目1を二重線で消去する等の処理が必要と思われませんが、如何いたしましょうか。ご教示願います。	添付をお願いします。
60	＜様式9＞研究支援にあたる者の資格要件	18								複数社で構成されるグループが全社共同で事業を遂行する場合、項目2および3を満たす技術者は、構成員全ての社がそれぞれに配置しなくてはならないのでしょうか。それとも施設整備および維持管理と同様に1グループで1名配置すればよいのでしょうか。	No.17を御参照ください。
61	＜様式9＞研究支援にあたる者の資格要件	18								上記質問6において答が「1グループ1名」の場合、項目2および3を満たす技術者を配置しない企業は項目2以下を消去して提出すべきでしょうか。それとも書式は変えずに項目2、3の文章を二重線で消し、表を空白のまま提出すべきでしょうか。	No.17に従い、要件を満たす研究者または技術者を配置する必要の無い構成員については、項目2、3の文章を二重線で消し、配置する技術者の氏名の欄に該当なしと記載ください。
62	＜様式9＞研究支援にあたる者の資格要件	18								＜様式9＞下欄◆1に、「研究支援業務を複数の者（～）で実施する場合は、企業ごとに作成してください」とあります。施設整備および維持管理にあたる者については入札参加グループとして専任で1名配置できることが要件になっていますが、研究支援業務においては、複数企業のそれぞれが研究者または技術者を配置する必要があるのでしょうか。	No.17を御参照ください。
63	＜様式10＞入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類	19								当該書類を提出することについて、入札説明書に記載が見当たりませんが、本様式の提出は必須であるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、入札説明書にその旨追記いただけませんか。（それとも、予決令第70条の規定に該当しないことを証する書類に当たるのでしょうか。）	本様式の提出は必須です。なお、ご質問の箇所については、入札説明書p.11に記載されています。具体的には様式集第2章5（3）に記載しています。
64	様式集全般 ＜様式3＞他									「代表者名」の欄に関して、会社の代表者ではなく、社内的に会社代表者（社長）より委任を受けているもの（代表者：支店長など）の氏名等でも構わない、との理解でよろしいでしょうか。（なお、当然に会社として、貴機構における一般競争参加資格の認定を受けていることが前提での確認です。） 「入札参加資格の意思決定」に必要な情報ですので、回答をお願いします。	会社の代表者でない場合は、委任状が必要です。